

# 第11回八街市農業委員会総会

平成30年11月6日

八街市農業委員会

## 平成30年第11回農業委員会総会

平成30年11月6日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

#### <農業委員>

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1. 円城寺伸夫 | 5. 山本元一  | 9. 藤崎 忠   |
| 2. 貫井正美  | 6. 林 和弘  | 10. 石井とよ子 |
| 3. 中村勝行  | 7. 佐伯みつ子 | 11. 岩品要助  |
| 4. 長野猛志  | 8. 山本重文  |           |

#### <農地利用最適化推進委員>

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1. 青木新一  | 8. 三須 浩  | 14. 鶴澤良一  |
| 2. 鶴之澤一行 | 9. 宮澤貞雄  | 15. 高橋 猛  |
| 3. 井口泰友  | 10. 京増恒雄 | 16. 中嶋洋一郎 |
| 4. 保谷研一  | 11. 小川正夫 | 17. 山本朝光  |
| 6. 西山善治  | 12. 實川彰一 | 18. 山本 健  |
| 7. 武田幸夫  | 13. 古市正繁 |           |

### 2. 欠席者

#### <農地利用最適化推進委員>

5. 内藤富夫

### 3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	齋藤康博
主 査	宮内清志	主 事 補	西田愛恵

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画(案)の承認について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

**○梅澤事務局長**

開会を宣す。(午後3時45分)

**○岩品会長**

平成30年第11回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員多数の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、最近では長かった台風シーズンもようやく終わり、めっきりこのところ秋らしくなってきました。八街市においても各地でお祭りや催し物などが多く催されているようでございます。また、今月25日には八街市の産業まつりが農産物の品評会とともに開催される予定です。私も農産物の出品に関しましては、今年名前が決まったQなつつを出品しようかなと考えているところでございます。各委員さんの皆様方には時間がとれる方はぜひのぞいて見てはいかがでしょうか。

それでは、今月の案件は、農地法第3条、第4条、第5条、本体で11件、農用地利用集積計画1議案3件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員の出席は17名です。推進委員の内藤委員より欠席の届けがありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

**○梅澤事務局長**

それでは、会務報告をいたします。

10月10日水曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野委員、山本元一委員、藤崎委員で実施いたしました。

10月19日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井委員、林委員、佐伯委員で実施いたしました。

10月24日水曜日、午後1時半より、女性農業委員の会ブロック別研修会が香取市役所で開催され、石井副会長、佐伯委員にご出席いただきました。

10月31日水曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を調査委員会調査班第1班、山本元一委員、藤崎委員、石井副会長、推進委員の保谷委員で実施いたしました。

11月2日金曜日、午後1時半より、調査委員会面接を第1会議室において、調査委員会調査班第1班、長野委員、山本元一委員、藤崎委員、石井副会長、推進委員の保谷委員で実施いたしました。

以上です。

**○岩品会長**

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○岩品会長**

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は議席番号 2 番、貫井委員、4 番、長野委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○齋藤主査

それでは、ご説明いたします。議案書 3 ページをごらんください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号 1、区分、売買、所在、八街字北四番、地目、畑、面積 9 9 0 平方メートル。権利者事由、農業経営規模の拡大のため。義務者事由、体力的に農業が難しいため。

番号 2、区分、売買、所在、八街字北四番、地目、畑、面積 2 9 3 平方メートル。権利者事由、農業経営規模の拡大のため。義務者事由、体力的に農業が難しいため。なお、番号 1、2 につきましては関連案件となります。

続きまして、番号 3、区分、使用貸借、所在、小谷流字牛ヶ池尻、地目、山林現況畑、面積 8 6 6 平方メートルほか 1 筆、計 2 筆の合計面積 5, 5 1 3 平方メートル。権利者事由、農地所有適格法人して、新規で農業経営を始めたい。義務者事由、農業経営を個人経営から法人経営に移行するため、農地の権利を移転したい。

以上でございます。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第 1 号 1 番、2 番について、井口委員、調査報告をお願いします。

#### ○井口委員

議案第 1 号 1 番、2 番は関連しておりますので、農地法第 3 条申請に係る調査結果について一括して報告します。

当該申請について、申請者は、父、母とともに榎戸地区、大谷流地区、用草地区、佐倉市岩富地区、富里市高松地区で所有する農地において水稻の作付を行っており、自宅近くの申請地にて育苗施設を作り、効率的に耕作を行うための申請です。

まず、申請地について、申請地は J R 八街駅から南西方向へ約 8 5 0 メートルに位置し、境界は一部樺の木や切り株などが目印となっております。現況は畑、進入路は赤道によって確保されております。

次に、農地法第 3 条第 2 項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。権利者の所有している主な農機具はトラクター 2 台、耕運機 1 台、田植え機 1 台、3 トントラック 1 台、1 トントラック 1 台、乾燥機 2 台です。労働力は権利者、父、母の 3 名で、年間農作業従事日数は、権利者が 5 0 日、両親が 3 0 0 日です。なお、権利者については、現在、兼業にて耕作を行っておりますが、近々退職する旨会社と協議中であり、今後の農作業従事日数は 3 0 0 日を予定しております。また、技術力があり、面積要件については下限面積の 5 0 アールを満た

しております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考となる事項として、営農計画は水稻の育苗施設を予定しており、通作距離は自宅から約200メートル、自転車で約2分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第1号3番について、中嶋委員、調査報告をお願いします。

#### ○中嶋委員

議案第1号3番の調査結果について、報告をいたします。

義務者は現在、果樹はぶどうでございますが、それを生産して、生産物を醸造施設に依頼してワインを生産して、それを地元の酒店等に販売委託しています。今回の申請は、義務者本人が役員となって新たに会社法人農地所有適格法人を設立したので、そこへ貸し付けして経営を一本化するための申請であります。申請地についてですが、位置は八街駅より南西方向約5キロメートル、小谷流の里レジュー施設の近隣に所在しております。境界はフェンスが設置されて明確に区分されております。現況は畑、果樹ぶどう畑になっております。進入路は八街市道に接面しております。権利者の農地所有適格法人としての要件についてですが、申請者は株式会社で、農産物の生産加工販売の事業を目的としております。主たる事業は農業であります。その他、構成要員の要件、議決権、役員の実務について、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に適合するか否かについて報告します。権利者の所有の主な農機具ですが、2トントラック1台、軽トラック1台、スピードスプレーヤー1台、乗用草刈り機1台です。労働力ですが、義務者を含みます役員2名が年間農作業従事日数、それぞれ150日以上でありまして、技術力についても問題はなく、面積要件についても要件を満たしております。現在の経営農地は全て適切に利用されていることを確認しております。また、3年間において経営規模を縮小させる行為等を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考事項ですが、今後の営農計画は引き続きぶどうの作付けでございます。通作距離は会社から約2キロメートル、車で約3分の場所でございます。なお、1点、追加的に報告させていただきます。許可を受けようとする土地2筆がございますが、そのうち1筆につきまして、明治33年の金銭の貸し借りを原因とする抵当権が登記簿上に残っております。いわゆる休眠抵当権というものです。これを義務者において速やかに抹消することは今のところ難しいということですが、今後義務者の責任において処理するという確約書が提出されております。事務局に問い合わせ

しましたところ、このような事例は過去にもあったということでございますので、念のため報告させていただきます。

以上のとおり、本件は農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農業生産法人の要件も満たしておりますので、許可相当と判断いたしております。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番、2番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、1番、2番については許可することに決定します。

次に、議案第1号3番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、3番については許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について及び議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号及び議案第3号については調査委員会案件です。調査班第1班が担当したので、長野班長から調査報告をお願いします。

#### ○長野委員

議案第3号1番と議案第2号1番は関連しておりますので、一括して報告させていただきます。また、この案件は調査委員会第1班が担当しました。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について。

番号1、所在、八街字笹引、地目、畑、面積5,098平方メートルのうち0.13平方メートル。目的、営農型太陽光発電設備用地。変更事由、当初は太陽光発電設備の下部にブルーベリーと温州みかんの苗木を作付けする計画でいたが、トラクター等の農機具を置く場所が必要になったため、一部を農機具置場として利用し、作付けする作物をカボチャに変更したいというものであります。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。

番号1、これも同じく所在、八街字笹引、地目、畑、面積3,421平方メートルのうち0.23平方メートルほか2筆、合計面積9,660平方メートルのうち35.38平方メートル。目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、引き続き自ら耕作を行い、あわせて農地の上部で自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を継続したいという一時転用継続申請であります。

まず、10月31日に午後、現地確認調査を行いました。第1班の山本元一委員、藤崎委員、石井副会長、担当地区の保谷推進委員、事務局から太田主査で行いました。私は31日に出席する予定がつかなかったため、29日の午後、太田主査と確認調査をさせていただきました。

11月2日の午後、面接調査を行いました。出席者は委員全員と、事務局から太田主査、齋藤主査、申請者側から申請者、管理者、メンテナンス会社の3名が出席して行いました。

まず、立地基準になりますが、笹引小学校から南西方向に約500メートルに位置しており、市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としまして、農振農用地ですが、事務指針の30ページ、①の㊦による例外に該当します。

まず、議案第2号1番の農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請についてですが、昨年増設をして許可になった面積1,124.4平方メートルのところで、当初はブルーベリーと温州みかんの苗木を植える予定でしたが、農機具、資材等の置場を、一部を変更して利用したいということで、既存の設備と合わせると、パネルの下部の総面積が6,639.66平方メートルで、一体面積が9,660平方メートルととても広く、変更の事由も理解でき、やむを得ない状況だと判断をいたしました。

議案第3号1番の一時転用継続申請については、営農状況につきましては、観光農園を目指しており3年が経過し、ブルーベリーの摘み取りも来年からの見通しがついたとのこと。そして、園内に販売所を作り、現在は無人の販売所になっておりましたが、その販売所を作り、また、現在試作をしている里芋、ショウガ、ネギ、カボチャ、冬瓜などの中から有望なものを取り入れて、ブルーベリーとともに野菜の販売もしていきたいと考えているようです。また、親子連れの来園者が望めるところから、園内に芝を張り、子どもたちが楽しめる環境作りをしていきたい。ピクニック気分で来園してもらえるようにというようなことも言うておりました。ブルーベリーの栽培に関しましては、引き続き経験豊かな方から指導を受け、大変前向きに取り組んでいる様子でございました。設置から3年がたち、まだ販売としての実績はありませんが、いよいよ来年からはそれが望める状況になってきているということで、大変楽しみにしている様子でございました。

最後に、確認事項として、まず、1、一時転用期間は3年以内であるということ。2として、営農の縮小生産物の著しい劣化はないこと。3として、毎年営農状況を報告すること。4として、営農が適切でない場合は撤去指導となることを確認してもらいました。

以上、申請者、管理者ともに精力的に取り組んでいることがうかがえましたので、調査委員会第1班としましては、議案第2号1番、そして、議案第3号1番はともに許可してもよいと判断をいたしました。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番及び議案第3号1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第2号1番及び議案第3号1番については許可相当で決定します。

議案第3号2番について、説明をお願いします。

#### ○長野委員

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についての第2番です。

番号2の所在、木原字西ノ台、地目、畑、面積3,213平方メートルのうち1,04平方メートルです。転用目的は営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は、引き続き自ら耕作を行い、あわせて農地の上部で自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を継続したいというものであります。

それでは、調査結果を申し上げます。この案件の現地調査を平成30年10月31日に、山本元一委員、藤崎委員、石井副会長、地区担当の保谷委員、事務局からは太田主査で行いました。私は、先ほどの案件同様、31日に都合がつかなかったため、29日の午後に太田主査と確認調査をいたしました。また、面接調査を平成30年11月2日に市役所の第1会議室において、私のほか、山本元一委員、藤崎委員、石井副会長、地区担当の保谷委員、事務局からは太田主査、齋藤主査で行いました。申請者はご夫婦で出席をされました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南へ約2.5キロメートルに位置し、八街自動車教習所の向かい側あたりになりますが、国道409号からの進入路はなくて、木原入口交差点の市道から赤道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針26ページ、②の㊸の、農地の広がりがある10ヘクタール以上の農地に存在する第1種農地に該当することを確認いたしました。しかし、申請は営農型太陽光発電設備ということで、耕作が継続され、支柱部分の一時転用であることから、事務指針30ページ、②の㊸として、例外的に認められると判断いたしました。この案件はブルーベリーの苗木の生産を行う営農計画であり、平成29年12月で3年を迎え、継続申請がありました。ところが、太陽光の下部で営農がされておらず、1年間の継続許可となりました。この1年間には、昨年挿し木をしたブルーベリーの苗木500本を今年の3月から4月に太陽光のパネルの下部へ全て植え、この苗木を親木に育てて、苗を生産する計画で進めているということです。しかしながら、この苗木が親木となり穂木を生産するまでには4、5年かかるということでもございました。また、各委員から、太陽光下部で何を作付けし、どの程度生産し、販売するかが重要であり、営農計画をしっかりとっていただきたいという指摘もございました。他の営農型太陽光発電を参考にしたり、普及員などの詳しい方に指導を受けたらどうかというような意見もございました。

最後に、確認事項といたしまして、一時転用期間が3年以内であること、営農の縮小や生産物の著しい劣化がないこと、毎年の営農状況報告ができること、営農が適切でない場合は撤去



指導を受けることについて了承を得ました。

以上の調査結果から、申請者が太陽光下部で営農を計画し進めているところでありますので、経過を観察するという事で、調査委員会第1班としては引き続き1年間の許可相当と判断をいたします。

以上で報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号2番について、1年間の条件付きで許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○宮内主査

それでは、議案書6ページをごらんください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積1,577平方メートルのうち0.34平方メートルです。区分は一時転用です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地の継続申請です。転用事由は、引き続き農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るために継続の申請をするものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号2、所在、八街字桃園地先、地目、畑、面積330平方メートルです。区分は売買です。転用目的は資材置場用地です。転用事由は、現在、市外で内装業会社に勤めている権利者が独立し、市内へ転居するにあたり、資材置場が必要なため、入居予定地に近く利便性のよい当該申請地に資材置場を整備し、利用するものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

次の番号3、番号4は同一事業に関連しているため、一括してご説明いたします。

番号3、所在、八街字大池地先、地目、畑、面積198平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積471平方メートルです。番号4、面積239平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積314平方メートルです。区分は売買です。転用目的は宅地分譲(3区画)用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が宅地3区画の造成と販売をするものです。農地の区分は、第

二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号5、番号6も同一事業で関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号5、所在、八街文笹引地先、地目、畑、面積512平方メートルです。番号6の面積474平方メートルの持ち分8分の1です。区分は売買です。転用目的は太陽光発電施設用地と通路用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというもので、同時に進入路も確保するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号1番について、宮澤委員、調査報告をお願いします。

#### ○宮澤委員

それでは、議案第4号1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街北中学校から南へ約200メートルに位置し、道路に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針の26ページ、②の㉑に該当する第1種農地と判断されます。申請は営農型太陽光発電設備ということで、耕作が継続され、支柱部分の一時転用であることから、事務指針30ページ、②の㉒による例外に該当いたします。

次に、一般基準ですが、当申請は平成27年12月15日付に許可されたものを継続するものであります。営農計画ですが、工作物は引き続きダイカンドラで、雑草除けのグランドカバーの用途として販売いたし、以前と同様に耕作者の関係会社が取引先であり、営農の実績についても認められております。権利者と義務者と耕作者が異なることから、再度念書によりお互いの責任について確約をされております。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながら行う事業でありますので、本件は何ら問題ないと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第4号2番について、青木委員、調査報告をお願いします。

#### ○青木委員

議案第4号2番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北西方向へ約600メートルに位置し、八街市道から進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針の28ページ、④の㉓の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請を資材置場用地としたいとのことです。現在、市外で内装業に従事し、市内に転居し、独立するにあたり資材置場が必要となり、自宅近くで利便性のよい

当該申請地を取得したいとのことです。申請面積は330平方メートルで、現地盤を利用し、外部からの土砂の搬入はありません。資金は自己資金で賄うとのことです。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。用水はなし、雨水は自然浸透、汚水、雑排水はなし、境界は石杭があり、隣接農地所有者へ説明をし、了承をしているとのことです。営農条件に支障はないものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第4号3番、4番について、鶴之澤委員、調査報告をお願いします。

#### ○鶴之澤委員

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。3番と4番は、一応義務者は2名ですが、権利者は1企業、会社ですので、一括して調査報告いたします。

申請農地は八街駅より東へ約500メートルのところにあります。周囲を住宅に囲まれていて、取り残された農地でございます。農地区分としては、事務指針28ページの④の⑥、(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。当該農地は用途地域内でございます。進入路は幅員6メートルという結構広い道路に面しております。5筆、785平方メートルという、一般のものからすると広い、500平方メートルを超えていて広いのですが、一応、住宅用地として3区画と、あと、進入路の建設が含まれていますので、少し広がっております。道路部分と含めての申請であり、妥当だと思います。資金的には自己資金ということで、周辺農地への支障はないと思われま

す。3区画の住宅用地販売ということで、ミニ開発の、事前にもう何棟かできているのですけれども、その大きな道路と、俗に言う、両脇を住宅に建設する延長線上にあるため、インフラなどの上下水道があれば、設備が引き込めば使用できると

いうところがございます。

あとは、一般基準並びに立地基準としては、今のところ何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告といたします。

#### ○岩品会長

次に、議案第4号5番、6番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

#### ○保谷委員

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。

では、議案第4号5番、6番について、調査報告申し上げます。この案件の6番は5番に関連しておりますので、まとめて報告させていただきます。

まず、立地基準についてですが、申請地は、八街駅より南方向に約3.5キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、太陽光発電施設用地ということですが、申請面積は妥当と思われま

ついて、造成や埋め立て等はせず、設置作業の効率化を目的とした整地のみを行います。用水、調整池計画はなし。排水に関しては、雨水は敷地内自然浸透、汚水、排水はありません。防災計画は、工事中接道を走行する車両や人に十分注意を払い、事故のないようにする。周辺農地の営農条件への被害防除対策は、外部からの侵入を防ぐためフェンスの設置を行い、また、素掘り側溝にて土砂流出を防止します。日照につきましても、周辺を含め構造物などもなく影響ありません。通風に関しても、太陽光発電施設に空間があるため、問題ありません。施設に関しては月に1度の点検、管理を行います。事業計画について隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解をしているとのことでした。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

**○岩品会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

**○佐伯委員**

3番、4番は宅地3区画と聞きましたけど、合わせた土地で3区画なんですか、これは。この書き方だと、上の3番で3区画、4番で3区画、合計6区画かなと思っていたんですけど。

**○鵜之澤委員**

いいえ、6区画ではなくて、3区画分譲住宅の分譲地用のものは3区画なんですけど、それに付随して、進入路ですが、ずっとミニ開発で真ん中6メートルの道路がありまして、その進入路を含んだ3区画ということで納得していただけますか。

**○佐伯委員**

わかりました。

**○岩品会長**

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号3番、4番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、3番、4番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号5番、6番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、5番、6番については許可相当で決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

**○齋藤主査**

議案書8ページをごらんください。議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成30年10月15日付で八街市長から、経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字東崎、地目、畑、面積2,065平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号2、所在、八街字笹引、地目、畑、面積1万777平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積2万1,969平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号3、所在、東吉田字東山、猪ノ山及び小山向、地目、畑及び山林現況畑、面積5,960平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積1万8,940平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から3までの案件については、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号について、承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に、報告第1号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

**○齋藤主査**

議案書9ページをごらんください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

本件は、農地法第3条の許可をもって賃貸借を行っていた農地におきまして、解約の申し出があったものです。

番号1、所在、八街字松ヶ久保、地目、畑、面積6,477平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積7,326平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期とも平成30年3月31日です。

以上でございます。

**○岩品会長**

ただいまの報告第1号については報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等はございますか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質問がなければ、本日の議題の審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

**○梅澤事務局長**

閉会を宣す。(午後4時35分)

議事録署名人

議 長

2 番

4 番